

4南監第 32 号
令和4年8月12日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市監査委員 川面 通夫
南丹市監査委員 谷尻 昌史

令和3年度財政健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された資料に基づき審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和 3 年度 南丹市財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の期間

令和 4 年 8 月 4 日から令和 4 年 8 月 8 日まで

3. 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和 3 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.82	20.00
連結実質赤字比率	—	17.82	30.00
実質公債費比率	11.6	25.0	35.0
将来負担比率	57.5	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、収支が実質赤字でないため、「—」として表示されている。

4. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。引き続き財政の健全化に努められたい。

4南監第 33 号

令和4年8月12日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市監査委員 川面 通夫

南丹市監査委員 谷尻 昌史

令和3年度経営健全化資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資料に基づき審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和3年度 南丹市経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の期間

令和4年8月4日から令和4年8月8日まで

3. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

特別会計の名称	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	

※資金不足比率については、資金不足額がないため、「—」として表示されている。

4. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。引き続き健全経営に努められたい。